

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

令和 5 年 1 月

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

1. 趣旨

製品安全 4 法[※]は、製品に一定の安全基準への適合を求めており、消費生活用製品の安全を確保する観点から重要な制度である。また、2006 年の消費生活用製品安全法の改正では重大製品事故の報告制度が創設され、迅速な事故の把握を通じて、消費生活用製品の安全の確保に大きな役割を果たしてきた。

一方で、昨今製品安全 4 法を巡る環境は大きく変化している。例えば、我が国の電子商取引市場は 13 兆円を超えるなど、インターネット販売の存在感は一段と高まっている。こうした中、インターネットモール等で販売された、主に海外から輸入された製品による法令に違反した製品の販売や重大製品事故が増加している。また、子供向け製品については、大人向けの製品以上の安全性が求められるが、海外で製造された玩具等の子供向け製品がインターネットを通じて流入しやすくなっている。

本検討会では、こうした環境変化を踏まえ、消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全 4 法を巡る課題を整理するとともに、諸外国の規制動向や事業者の対応状況等も踏まえつつ、課題への対応策を検討・整理することを目的とする。

※消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の 4 法のこと。

2. 検討事項

- ・ インターネット販売拡大を踏まえた事故報告やリコールの課題への対応策
- ・ PS マークなし等ネット販売製品の違反对策
- ・ 玩具等の子供用製品の安全確保策

3. 検討会の運営・議事の取り扱い

- ・ 検討会の事務は、製品安全課及び委託先のみずほリサーチ&テクノロジーズが行う。
- ・ 本検討会は原則として公開で行う。配付資料も公開する。
(ただし、事業者からのヒアリングについては非公開とすることができる)
- ・ 議事概要は、事務局が作成し、委員の了解を得た上で公開する。

4. スケジュール

- ・ 合計 5~6 回程度開催し、令和 5 年 6 月を目途に論点整理を行う。